

## 三重とこわか国体鳥羽市売店設置運営要項

### 1 目的

この要項は、三重とこわか国体鳥羽市歓迎・接伴基本計画に基づき、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）へ本市特産品等を紹介するため、売店の設置運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所及び期間

売店の設置場所は、原則として競技会場に設置することとし、設置期間は、競技開催期間等とする。ただし、三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更することができる。

### 3 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始 30 分前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

### 4 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。また、面積は原則として 1 売店あたり約 20 m<sup>2</sup>（2 間×3 間テント）以内とする。

ただし、1 売店で 2 ブース以上の希望がある場合は、出店状況等を勘案し、調整するものとする。

### 5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものの範囲とする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国体関連グッズ（国体標章又は三重とこわか国体マスコットキャラクター「とこまる」を使用した商品で、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会の使用許可を受けているもの。）
- (3) 特産品・土産品
- (4) 飲食物
  - ア 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているものをいう。）
  - イ 現地調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工のみを行うものをいう。）
- (5) 宅配品
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

## 6 出店者基準

売店の出店者は、第1号に規定する出店者要件のいずれかに該当し、かつ第2号に規定する出店要件のすべてを満たす者とする。

### (1) 出店者要件

- ア 鳥羽市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
- イ 過去の国体又は競技別リハーサル大会において出店実績がある者
- ウ その他実行委員会が必要と認めた者

### (2) 出店要件

- ア 原則として、各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- エ 保健所に対する手続きが必要な飲食物販売の出店者については、食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設の営業許可等の必要な許可を受け、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として、暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。
- カ 納税義務が履行されていること。
- キ その他関係法令等に適合していること。

## 7 売店運営に必要な設備等の基準

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

### (1) 実行委員会が準備する1ブースあたりの設備等

- ア テント1張（2間×3間）以内
- イ 長机6台
- ウ パイプ椅子4脚
- エ 名入れ看板1枚

### (2) 発電機、給排水設備その他必要な設備については、実行委員会の許可を受けて、出店者が準備するものとする。この場合において、火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

## 8 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号から様式第4号まで）を添えて、実行委員会に提出するものとする。

## 9 出店者の選定

実行委員会は、前条に規定する出店申請を行った者の中から、この要項に照らし選定を行う。なお、次に該当する者の中から出店希望がある場合は、必要に応じて、その者の出店を優先することができる。

- (1) 第5条に掲げる販売品目を取り扱う社会福祉法人などの社会福祉関係団体等
- (2) その他実行委員会が適当と認めた者

## 10 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者に選定した者に対して、売店出店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。

## 11 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置、撤去等に要する経費相当分として別表に定める額を出店料として負担するものとする。

## 12 出店料の納付等

- (1) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振込むものとする。この場合において、振込手数料は、出店者が負担するものとする。
- (2) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 実行委員会は、出店料の納入確認後に売店出店許可証（様式第6号）を交付するものとする。

## 13 出店料の免除

- (1) 実行委員会は、特別の事情があると認めるときは、出店料を免除することができる。
- (2) 前項の規定により出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、実行委員会は承認した者に対し、売店出店免除許可証（様式第8号）を発行するものとする。

## 14 保健所への手続き

食品を販売する許可を受けた出店者は、保健所に必要な届出を行う。

## 15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部の係員から選任するものとする。
- (3) 売店監督員は、本要項に基づき、現地を巡回して、売店の設置及び運営について監督するものとする。

## 16 売店責任者

- (1) 出店者は、販売員のなかから売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員の指導に努めなければならない。

## 17 禁止事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) ドーピング該当物質を含む栄養ドリンク等を販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品・土産品と認めたときは、この限りでない。
- (7) 郷土物産品・土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (8) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときはこの限りでない。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 18 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出、処理し、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、空きびん、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。なお、原則として使用車両は1店舗1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服装は清潔なものを着用し、実行委員会が別途交付するIDカード等を着用すること。
- (9) 接客にあつては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- (10) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。

(11) その他実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 20 事故等発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに関係機関及び実行委員会または売店監督員に連絡するとともに、その指示に従い処理するものとする。

## 21 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償等を請求することができないものとする。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請により売店出店許可証の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 22 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

## 23 損害賠償

出店者は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 24 準用

第2条から前条までの規定は、鳥羽市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

## 25 その他

この要項に疑義が生じたときは、関係者と協議して実行委員会が定める。また、この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に必要な事項は別に定める。

### 附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。

【別表】

出店料

出店者区分	規模	出店料
鳥羽市内に店舗を有するもの	1ブース	2,000円/日
上記以外のもの 1ブース	1ブース	4,000円/日